

大口町告示第81号

大口町特別定額給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月12日

大口町長 鈴木雅博

大口町特別定額給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付対象者 特別定額給付金（以下「給付金」という。）の給付の対象となる者をいう。
- (2) 申請者 給付金を実際に受給するための申請を行う者をいう。
- (3) 受給者 申請に基づき、実際に給付金の支給を受ける者をいう。

(給付対象者)

第3条 給付対象者は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大口町（以下「町」という。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める者

(申請者)

第4条 申請者は、その者の属する世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる給付対象者に係る申請者は、当該給付対象者とする。

(1) 前条第1号に該当する者のうち、町内に居住する者であって、町長が別に定める要件を満たしているもの

(2) 前条第2号に該当する者

(代理申請)

第5条 申請者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者（以下「代理申請者」という。）は、原則として、申請者の属する世帯の世帯構成者とする。

2 前項の者が存在しない場合は、法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。）が代理申請者となることができる。

3 前2項の者が存在しない場合で、かつ、申請者が申請することができない場合においては、民生委員、区長、親類その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者で町長が特に認める者が代理申請者となることができる。

(受給者)

第6条 受給者は、申請者とする。ただし、前条の規定により代理申請が行われた場合は、代理申請者が受給することができる。

(給付額)

第7条 給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(給付対象者リストの作成)

第8条 町は、事業の実施に当たり、基準日の終了時点の住民基本台帳における氏名、住所等を掲載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、これに基づき給付を行うものとする。

(申請及び給付の方式)

第9条 町は、リストに基づき、申請者に対し、特別定額給付金申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を送付する。

2 町は、前項の申請書に、あらかじめ世帯主及び当該世帯の給付対象者の情報を記載するものとする。ただし、当該給付対象者の中に第4条第2項各号に掲げる

者に該当する者がある場合は、当該者の情報は、記載しないものとする。

3 申請者による申請及び町による給付は、次の各号の方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が、金融機関に口座を開設していない等第1号又は第2号による方式が困難な場合に限り、行うことができるものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請書に記載された金融機関の口座に振り込む方式

(2) オンライン申請方式 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を所有する申請者がシステムを利用して町に電子申請を行い、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を町の窓口提出し、町が現金により給付する方式

4 申請者は、前項第1号に規定する方式により申請する場合は、申請書に振込先口座情報等を記入し、個人番号カード、運転免許証、その他の本人確認書類の写し（以下「本人確認書類の写し」という。）及び当該口座の通帳、キャッシュカード又はインターネットバンキングの画面の写し（以下「添付書類」という。）を添付して、町長に提出しなければならない。

5 申請者は、第3項第2号に規定する方式により申請する場合は、システム上で世帯主及び当該世帯の給付対象者の情報並びに振込先口座情報を入力するとともに、当該口座が確認できる書類を添付しなければならない。

6 申請者は、第3項第3号に規定する方式により申請する場合は、申請書に本人確認書類の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

7 給付金の振込先口座は、申請者（代理申請の場合には、申請者又は代理申請者）の名義のものでなければならない。

8 代理申請者が第3項第1号又は第3号に規定する方式により申請する場合は、代理申請者は、申請書及び添付書類に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を

含む。)及び当該代理申請者の本人確認書類の写しを提出しなければならない。

- 9 申請者（代理申請の場合には、代理申請者）は、当該申請に係る給付対象者の中に給付金の受給を希望しない者があるときは、第3項第1号又は第3号に規定する方式により申請する場合にあってはその旨を申請書に記載して、同項第2号に規定する方式により申請する場合にあっては当該者を含めずに、申請するものとする。

（給付開始日及び給付申請期限）

第10条 給付金の給付申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

- 2 給付申請の期限は、給付申請開始日から3月とする。

（給付決定及び給付）

第11条 町長は、第9条第3項第1号及び第3号の規定により提出された申請書を受け取った場合並びに同項第2号の規定により電子申請を受けた場合には、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、給付金を給付するものとする。

- 2 町長は、前項の確認の際、給付対象者の中に第4条第2項第1号に掲げる者に該当する者又は他の市町村で給付金を受給することとなった者があることを確認した場合には、当該者を除いた上で、給付を決定する。

- 3 町長は、申請書又は添付書類に不備があり、給付を決定できない場合は、速やかに申請者に対しその旨を通知し、再度、不備を修正の上、申請し直させるものとする。

- 4 町長は、代理申請者が申請した場合は、第1項の規定による確認に合わせて、代理申請者が第5条第1項の規定による場合にあつてはリストにより、同条第2項又は第3項の規定による場合にあつては町長が別に定める方法により、当該代理申請者の代理権を確認するものとする。

（給付金の給付等に関する周知等）

第12条 町は、事業の実施に当たり、給付対象者、申請者及び受給者の要件、申請の方法並びに申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 町が第9条第1項の規定に基づき申請書を送付し、かつ、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、申請期限までに第9条第3項各号に掲げる申請が行われなかった場合は、申請者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 町が第11条の規定に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等申請者の責めに帰すべき事由により給付ができなかった場合であって、町が確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 申請者又はその世帯員の中に第4条第2項各号に掲げる者に該当する者があるにもかかわらず、当該者の給付金を町に申請し、給付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により給付の決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により給付金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に給付金を給付しているときは、既に給付を受けた給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（表）

＜特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です＞

市区町村
受付印

特別定額給付金申請書

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
大口町長 様	

○世帯主（申請・受給者）

署名（又は記名押印）	氏名 / 現住所	生年月日
印		
		日中に連絡可能な電話番号 ()

※下記の内容をご確認いただき、署名押印してください。また上記内容に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 大口町が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、大口町が、申請・受給者（代理人も含みます。）に連絡・確認できない場合には、大口町は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をさせていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をさせていただきます。

○給付対象者（下記の記載内容をご確認ください。もし記載の誤りや受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください）

氏名	続柄	生年月日	希望しない	氏名	続柄	生年月日	希望しない
1			<input type="checkbox"/>	8			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>	9			<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/>	10			<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>	11			<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/>	12			<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/>	13			<input type="checkbox"/>
7			<input type="checkbox"/>	14			<input type="checkbox"/>
合計金額		円					

○受取方法（希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。）

- A 指定の金融機関口座（世帯主（申請・受給者）又はその代理人の口座に限ります。）への振込を希望
【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 （ゆうちょ銀行を除く）	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座名義
1 銀行 5.農協 2 金庫 6.漁協 3 信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は、 ※欄に御記入ください。）	通帳番号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座名義	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見聞きを止またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	※ 1 0			

- B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付（この場合は、申請書の郵送の必要はありません。）
（金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。）

【代理申請（受給）を行う場合】

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の		申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。	世帯主氏名 署名（又は記名押印）
				印

(裏)

申請者本人確認書類

写し 貼付け

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証等の写し
※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け

通帳(金融機関名、口座名義人、口座番号が書かれた部分)または、キャッシュカード、
インターネットバンキングの画面の写し

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。